

高知県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県産科医等確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象施設)

第2条 県は、地域でお産を支える産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）の処遇改善を図り、急激に減少している産科医等を確保することを目的として、分娩取扱件数に応じて支給される手当（以下「分娩手当等」という。）を支給する事業（以下「補助事業」という。）を行う分娩施設（実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所をいう。以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象施設は、次に掲げる要件を全て満たすもの又はこれに準ずるものとして知事が認める分娩施設とする。

(1) 就業規則又はこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩手当等の支給について明記している分娩施設であること。

(2) 一分娩当たり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理及び介助）料、入院費用、胎盤処理料並びに処置、注射及び検査料等をいう。ただし、妊産婦が任意で選択することができる付加サービス料等を除く。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）。)

(補助対象経費等及び補助限度額)

第3条 補助事業の補助対象経費等は、次に定めるとおりとし、補助額は、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設ごとに、次の表の左欄に定める基準額と同表の右欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

基準額	補助対象経費
産科医等に対して一分娩当たり1万円	分娩を取り扱う産科医等に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等） 個人が開設する分娩施設においては、分娩手当見合いとして知事が適当であると認める経費

(2) 前号の規定により選定された額に3分の2を乗じて得た額を補助額とする。ただし、国立大学法人及び独立行政法人にあっては、選定された額に3分の1を乗じて得た額を

補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - イ 補助対象経費の増額又は30パーセントを超える減額を行うとき。
 - ウ 第2条第2項各号に掲げる補助事業者の要件に係る事項について変更があったとき。
 - エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助金の交付と対象経費とを重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第6条第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、前項の補助事業等実績報告書を作成し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存する場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の方法)

第9条 補助金の交付は、精算払とする。

(検査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第7条、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。